

れいわ ねんど
令和5年度

かながわけんこうこうせいとうしょうがくきゅうふきん つうじょうきゅうふ こっこうりつ 神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

じゅぎょうりょういがい きょういくひ しえん へんかんふよう きゅうふきん しんせいひつよう
授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金(申請必要)

せいかつほご せいぎょうふじよ じゅきゅうせたい じゅうみんぜいしょくわりひかぜいせたい たいじょう
生活保護(生業扶助)受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

1 申請できる方 令和5年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯

(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに(できれば7月中旬に)ご確認ください。

(2) 生活保護(生業扶助)受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- **生活保護(生業扶助)受給世帯**(以下「生活保護世帯」という。)の確認は、令和5年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。
- **住民税所得割非課税世帯**(以下「非課税世帯」という。)の確認は、保護者全員の令和5年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。
※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

(3) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。
※ 高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。

※ (1)～(3)に該当する方で、就学支援金や奨学金を申請した方も対象となる場合があります。

2 申請期間 令和5年7月3日(月)～令和5年12月15日(金)

- 書類審査があるので、お早めにご提出ください。
- 神奈川県内の公立学校の場合は、校内締切がありますので、各学校へご確認ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

2023年度

神奈川县高中生等助学金（普通补贴·用于国立公立高中）

用于补贴学费以外的教育经费无需偿还的补贴金(需要申请)

以接受生活保护（生业扶助）的家庭和住民税所得税率为非课税的家庭为对象

1 截至2023年7月1日当时，符合以下所有条件的家庭可提出申请

(1) 家长在神奈川县内拥有住址者

- 如果住址登记地在神奈川县之外，请向您的住址地所在都道府县进行确认。
- 各都道府县的申请期限各有不同，请尽早(最好在7月以内)进行确认。

(2) 接受生活保护（生业扶助）的家庭和住民税的所得税率为非课税的家庭

- 对接受生活保护（生业扶助）的家庭（以下称生活保护家庭）

通过对2023年7月1日当时接受的生活保护措施里是否含有“生业扶助”来确认。

- 对住民税的所得税率为非课税的家庭（以下称非课税家庭）

通过对父母是双方在2023年度的都道府县民税和市町村民税的所得税率总和来确认。

※因为赴海外工作生活在日本国内没有住址而产生非课税结果的家庭，不属于补贴对象。

(3) 接受补贴的对象为在校高中生

- 拥有享受“高等学校等就学支援金”或“学び直し支援金”资格的学生。
 - 如果高中生本人入住于儿童福利设施（不包括母子生活援助设施）或由领养人抚养且依据行政规定得到“見学旅行費”或“特別育成費”补助的情况下，则不属于此次补助对象。
 - 这里所说的“高等学校”指普通高中（不包括专攻科和别科）、中等教育学校（后期课程）、高等专门学校（一年级至三年级）、专修学校以及各类学校中开设有与高中同类课程的学校。
- ※ 还包括高中以及中等教育学校后期课程的专攻科。

※ 符合(1)～(3)所述条件、已申请了就学援助金或奖学金者中，有些情况也可以成为补贴对象。

2 申请期限：2023年7月3日（星期一）～ 2023年12月15日（星期五）

- 提交的资料有待审查，所以请尽早提交。
- 神奈川县内公立高中各校的申请截止日期不同，请向各自的学校确认。
- 如果家中同时抚养有多个高中生，需要分别向各自所在的学校提出申请。

3 支給時期 申請した月の2箇月後の末頃を予定 (例)7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

4 申請書提出先

令和5年7月1日に在学する(していた)学校の事務室

- 神奈川県外の国公立学校に在学の場合は、申請書裏面に学校の証明を受けた後、直接、
神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ ☎231-8588 横浜市中区日本大通1
☎045-210-8251(直通)へ申請してください。

5 支給条件

授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。
※ 授業料以外の教育費の例:教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等
- 授業料以外の教育費に係る費用で未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

6 支給額

世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります

「対象者及び給付額確認シート」を参照してください

- 対象となる高校生等1人あたりの支給額(年額)

世帯区分	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護世帯	32,300円		
非課税世帯	117,100円	50,500円	
	143,700円		

3 拨款日期：预计在提出申请月份的两个月后。

（例如）7月份申请→预计到9月末拨款

- 如果申请人数过于集中，拨款的日期还可能拖延。

4 申请书提交处

应提交给2023年7月1日学籍所在的学校办公室。

- 如果是在神奈川县以外的国立或公立学校就读者，需要将背面加盖了所在学校公章的申请书直接交到**神奈川县教育委员会財務課高校奨学金グループ**（〒231-8588 横浜市中区日本大通1）☎045-210-8251（专线），提出申请。

5 资助的条件 除学费以外的其他教育经费。

- 因为此项助学金是为了**补贴除学费以外的教育经费**，如有拖欠这些费用的情况，则需要用此助学金做相应的抵消。
※ 学费之外的教育经费举例：如教科书、教材等学习用品、上学所需的被服费、校外活动经费、学生会费、P T A家长会费、购买入学用品、修学旅行积金等
- 学费之外的教育经费是否有拖欠需要经校长确认。

6 资助金额 根据家庭收入不同以及所在学校的种类不同而有所区别。

请参考「対象者及び給付額確認シート（资助对象以及资助金额确认单）」

●助学金支付对象每名高中生的补贴金额（全年金额）

家庭类型	全日制・分部制	函授制	专攻科
接受生活保护（生業扶助）的家庭	32,300 日元		
非课税的家庭	家里是否有 15 岁以上 23 岁以下（不含 23 岁）、仍被父母所扶养的兄弟姐妹	没有	117,100 日元
		有	143,700 日元
			50,500 日元

7 提出書類

提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください
不備があると支給が遅くなります

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

① 高校生等奨学給付金受給申請書

② 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳のコピー等)

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別(普通口座又は貯蓄口座)、口座番号及び口座名義人(カナ)がわかる部分の通帳のコピー等を提出してください(通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。)。

(2) 生活保護世帯の方 ※専攻科の高校生等を除く。(専攻科の高校生等は(3)参照)

(1)の書類に加えて、令和5年7月1日現在、生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。

① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(第2号様式)

※ 学校またはホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

② 生活保護受給証明書の原本又はコピー

申請の対象となる高校生等について、令和5年7月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手續が円滑に進みます。

※ 専攻科の高校生等は非課税世帯であることを確認するため、上記の書類ではなく(3)に記載の書類を提出していただきます。

7 需要提交的资料

提交之前请确认表格填写是否有遗漏以及附加资料是否齐全。
如有欠缺可能会造成拨款日期拖后。

(1) 接受生活保护的家庭和非课税家庭共同的

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(高中等在校生助学金申请书)
- ②可以确认转账用银行账号的资料(如银行存折的复印件等)

※ 请提交有金融机构名称、分店名称、預金種別(存款种类是普通口座又は貯蓄口座)、账号以及账户持有人姓名(片假名)部分的复印件等。(一般是在存折封面的内页上)

(2) 接受生活保护的家庭 ※专攻科高中生除外。(专攻科高中生等请参考第(3)项)

除了(1)的资料之外，可以证明截至2023年7月1日正在接受“生業扶助”(高中等学业补助费)的以下①②资料之一

- ①根据《生活保护法》(昭和25年法律第144号)第36条所规定的生業扶助受給證明書(高中等就学费证明书)(第2号様式)
- ※ 从学校等处领取或从网页上下载该表格后，拿到福祉事务所请他们出具证明。
- ②《生活保護受給證明書》(接受生活保护证明书)原件或复印件

请向福祉事务所声明，需要在证明上标明截至2023年7月1日，提出申请的高中生本人正在接受「生業扶助」。

把本通知拿给生活保护的工作人员，请他把必要的文件帮你准备好。这样做能较顺利地办理手续。

※ 专攻科的在校生需要确认属于非课税家庭，提交的资料不在上述资料之列，而要提交下面(3)所记载的资料。

(3) 非課税世帯の方

(1)の書類に加えて、次の①～③の書類を提出してください。

- ① 令和5年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であること
が確認できる次のア～ウのいずれか(保護者全員分の提出が必要)
- ア 令和5年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー
イ 令和5年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー
ウ 令和5年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー

【対象となる高校生等が神奈川県内の公立学校に在学の場合のみ】

- ◆ 就学支援金又は学び直し支援金の申請(届出)時に、オンラインで申請している又は、紙での申請時に、保護者全員の個人番号(マイナンバー)カードの写し等をご提出いただいている場合は、上記書類の提出を省略し、個人番号を利用して所得割額の確認を行うことが可能です。
- ◆ 詳しくは「非課税世帯の方で個人番号(マイナンバー)を利用される方へ」をご覧ください。

② 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー※

③ 兄弟姉妹の健康保険証等のコピー※ (次の条件に該当する場合のみ)

令和5年7月1日現在、対象となる高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹(平成12年7月3日～平成20年4月1日生まれ)を申請者が扶養している場合のみ提出してください。

※ 健康保険証のコピーは、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りし、読み取れない状態にして提出してください。

神奈川県外から転入された場合や、転職等により健康保険証等が変更となった場合など、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

【対象となる高校生等が神奈川県内の公立学校に在学の場合のみ】

非課税世帯の方で個人番号(マイナンバー)を利用される方へ

- ◆ 非課税世帯の方は、個人番号(マイナンバー)を利用して、7(3)に記載の「① 令和5年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる書類」の提出を省略することができます。
- ◆ 個人番号(マイナンバー)を利用するためには、就学支援金又は学び直し支援金の申請(届出)時に、オンラインで申請している※1か、紙での申請時に、保護者全員の個人番号(マイナンバー)カードの写し等を提出している必要があります。

※1 オンライン申請のうち、「自己情報(マイナポータル連携)により税額を登録」を選択した方は、7月中にe-Shienへログインし、マイナポータルから税情報を取得し、e-Shienへ再度登録する必要があります。

※2 個人番号カードのコピー、個人番号通知カードのコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー

- ◆ 専攻科の高校生等は個人番号(マイナンバー)を利用できません。
- ◆ 個人番号(マイナンバー)をご利用いただいても税情報が取得できない場合があります。(税の申告を行っていない方など)

その場合は、あらためて非課税証明書等をご提出いただきますのでご了承ください。

8 申請書の誓約・委任欄

申請書裏面に【5】誓約・委任欄がありますので内容を必ず確認していただき
署名してください

(3) 非課税家庭

除(1)的资料之外，还需提交以下①～③的文件资料。

- ① 可以证明2023年度的“都道府県民税所得割額”和“市町村民税所得割額”的总和为零（非课税）的下列ア～ウ资料中的任意一种（需要父母等双方的）

- ア 2023年度《市町村民税・県民税 非課税証明》原件或复印件
イ 2023年度《市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書》的复印件
ウ 2023年度《市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書》的复印件

【以下只限于神奈川县内公立高中的在校生的情况】

- ◆ 如果在通过线上或提交表格申请（申报）“就学支援金”或“まな なお し えん きん学び直し支援金”时提交了父母双方的个人编号卡（マイナンバー）复印件，即可省略提交以上资料。通过个人编号即可确认所得税额。
- ◆ 详情请参考“致非课税家庭、使用个人编号（マイナンバー）的提出申请者”

② 高中生本人的健康保险证复印件※

③ 兄弟姐妹的健康保险证复印件※（只限于符合以下情况的家庭）

截至2023年7月1日，家中除了本助学补贴对象的高中生之外，还有15岁以上（不含初中生）、未满23岁的被申请人扶养的其他兄弟姐妹（是指2000年7月3日～2008年4月1日出生）时，请提交。

※ 提交健康保险证复印件时，请将保険者番号和被保険者等記号・番号部分涂黑，以免被辨认。
ほけんしやばんごう ひ ほけんし ゃとうきごう ばんごう

如果是从神奈川以外的地方搬迁过来，或是由于工作变动而更换了健康保险证的情况，有可能要求追加一些资料。

【只限于资助对象为神奈川县内公立高中的在校生】

致非课税家庭、使用个人编号（マイナンバー）的提出申请者

- ◆ 非课税家庭，如果使用个人编号（マイナンバー）来申请，即可免除提交7(3)所要求的「① 令和5（2023）年度“都道府県民税所得割額”和“市町村民税所得割額”的合计为零（非课税）」。
- ◆ 使用个人编号（マイナンバー）在线上^{※1}或提交表格申请就学援助金或“学び直し支援金”的同学，需要提交父母双方的个人编号卡（マイナンバー）复印件等^{※2}资料。
- ※1 在线上申请的同学，如果选择了[通过自我信息(マイナポータル連携)登记税款]，请于7月份以内登录e-Shien，从个人的マイナポータル网页上下载自己的纳税状况后，需要再次登录e-Shien，
- ※2 个人编号卡复印件、个人编号通知卡的复印件、记载有个人编号的住民票、或记载有个人编号的住民票记载事项证明书的原件或复印件
- ◆ 专攻科的高中生不可使用个人编码（マイナンバー）。
- ◆ 即使提交了个人编号（マイナンバー）也有无法确认纳税信息的情况发生（如没有进行完税申报等）。这种情况发生时，有可能被要求重新提交非课税证明。

8 有关申请书中誓约/委任一栏

申请书背面的【5】誓约/委任一栏里的内容，请务必确认后署名签字

こうこうせいとうしうがくきゅうふきん つうじょうきゅうふ たいしうしやおよ きゅうふ がくかくにん
高校生等奨学給付金(通常給付)対象者及び給付額確認シート

高中等在校生助学金（普通补贴）资助对象及资助金额确认单

Q 1. 令和5年（2023年）7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

截至2023年7月1日为准，学生家长是否居住在神奈川县内？

是→Q 2、不是→A1



Q 2. 令和5年（2023年）7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

截至2023年7月1日为准，学生是否保留有高中等在校学籍？

是→Q 3、不是→A2



Q 3. 令和5年（2023年）7月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

截至2023年7月1日为准，该高中生是否享受生活保护项目中的“生业扶助”？

是→A3、不是→Q 4



Q 4. 保護者全員の令和5年（2023年）度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

学生父母双方家长2023会计年度的“都道府県民税所得割額”和“市町村民税所得割額”是否为零（非课税）？

是→Q 5、不是→A4



Q 5. 通信制または専攻科の高校生等はいますか？

是否有函授制高中和专攻科的高中生？

是→A5、不是→Q 6



Q 6. 高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

家里是否有除高中生之外的15岁（初中生除外）至23岁被扶养的兄弟姐妹？

有→A6、没有→Q 7



Q 7. 2人以上の高校生等がいますか？

家里是否有两个人以上的高中生？

有→A7、没有→A8

A1. 都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問合せください。

各都道府县的申请期限不同，所以请尽早向所居住的都道府县教育委员会咨询。

A2. 該当しません。（休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。）

不属于资助对象。（如果正在休学或7月2日以后入学的情况，请具体咨询。）

A3. 「生活保護受給世帯」の給付額です。専攻科以外 国公立 32,300円 私立 52,600円

専攻科※ 国公立 50,500円 私立 52,100円

※ 保護者の方に令和5年度の住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外

享受生活保护家庭的补贴金额为，专攻科以外国公立高中为32,300日元 私立高中为52,600日元

专攻科※ 国公立高中为 50,500日元 私立高中为 52,100日元

※ 如果家长在2023年的住民税所得率有被课税，则不属于补贴对象。

A4. 該当しません。

不属于资助对象。

A5. 通信制・専攻科の高校生等については「通信制」「専攻科」の給付額です。

国公立 50,500円 私立 52,100円

对于函授制·专攻科的高中生等在校生支付「通信制」「专攻科」金额。

国公立高中为 50,500日元 私立高中为 52,100日元

通信制・専攻科以外の高校生等がいる場合は「非課税世帯・第2子」の給付額です。

国公立 143,700円 私立 152,000円

如果家中有函授制高中·专攻科以外的高中生在校生，则享受「非课税家庭的·第2子」的补

助金额。国公立高中为143,700日元 私立高中为152,000日元

A6. 「非課税世帯・第2子」の給付額です。国公立 143,700円 私立 152,000円

享受「非课税家庭的·第2子」的补助金额。国公立高中为143,700日元 私立高中为152,000日元

A7. 1人目の高校生等は「非課税世帯・第1子」の給付額です。

国公立 117,100円 私立 137,600円

对于家中的第一个高中生支付「非课税家庭的·第1子」的补助金额。

国公立高中为117,100日元 私立高中为137,600日元

2人目以降の高校生等は「非課税世帯・第2子」の給付額です。

国公立 143,700円 私立 152,000円

对家中的第二个高中生，则支付「非课税家庭的·第2子」补贴金额。

国公立高中为143,700日元 私立高中为152,000日元

A8. 「非課税世帯・第1子」の給付額です。国公立 117,100円 私立 137,600円

享受「非课税家庭的·第1子」的补贴金额。国公立高中为117,100日元 私立高中为137,600日元